

公布された条例のあらまし

◇特別職の職員の給与の特例に関する条例

1 制定の理由

県の財政状況を考慮し、知事等の給与の減額措置等を講ずるため、条例を制定することとしました。

2 内容

- (1) 令和8年1月1日から令和9年3月31までの間、給料の月額を、知事にあっては10パーセント、副知事及び教育長にあっては7パーセント、人事委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、がんセンター事業の管理者及びその他の常勤の特別職の職員にあっては5パーセント減ずることとしました。（第2条関係）
- (2) 知事等の令和7年12月並びに令和8年6月及び12月の期末手当の支給割合を、100分の172.5とすることとしました。（第3条関係）
- (3) その他必要な事項を定めました。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和8年1月1日から施行することとしました。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告等に基づき職員の給与改定を行うほか、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 職員の給与に関する条例の一部改正
 - ア 給料表の改定
 - (イ) 若年層に重点を置いて給料表の給料月額を引き上げました。（別表第1～別表第4関係）
 - (ロ) 全ての給料表について、給料月額に乗じる率を100分の100.62に引き下げました。（附則第5項、附則第14項関係）
 - イ 諸手当の改定等
 - (ア) 初任給調整手当について、支給限度額を引き上げました。（第8条の2関係）
 - (イ) 通勤手当について、職員の住居又は勤務公署と最寄りの駅との間の通勤が不便であるため自動車等を使用し駐車場等を利用する職員に対する駐車場等の料金の支給限度額を引き上げました。（第11条関係）
 - (ウ) 通勤手当について、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとしました。（第11条～第11条の4関係）
 - (エ) 特地勤務手当に準ずる手当について、新たに給料表の適用を受ける職員にも支給することとした。（第12条の3関係）
 - (オ) 宿日直手当について、支給限度額を引き上げました。（第18条関係）
 - (カ) 期末手当について、年間の支給割合を0.025月分引き上げました。（第20条関係）

- (イ) 勤勉手当について、年間の支給割合を0.025月分引き上げました。 (第21条関係)
- (カ) 地域手当について、県内に在勤する職員の支給割合を100分の5に引き上げました。 (附則第7項関係)
- (2) 特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正
期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。 (第5条関係)
- (3) 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正
 - ア 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に適用する給料表について、給料月額を引き上げました。 (第5条関係)
 - イ 期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。 (第6条関係)
 - ウ 給料表の給料月額に乘じる率を100分の100.62に引き下げました。 (附則第2項関係)
- (4) 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 - ア 特定任期付職員に適用する給料表について、給料月額を引き上げました。 (第4条関係)
 - イ 期末手当について、年間の支給割合を0.025月分引き上げました。 (第5条関係)
 - ウ 勤勉手当について、年間の支給割合を0.025月分引き上げました。 (第5条関係)
 - エ 給料表の給料月額に乘じる率を100分の100.62に引き下げました。 (附則第2項関係)
- (5) 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正
給料表の給料月額に乘じる率を100分の100.62に引き下げました。 (附則第2項関係)
- (6) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告等に基づき職員の給与改定を行うほか、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正
 - ア 給料表の改定
 - (イ) 若年層に重点を置いて給料表の給料月額を引き上げました。 (別表第1～別表第3関係)
 - (カ) 給料表の給料月額に加算する額について、職務の級が3級である職員に係る加算額を引き上げ、職務の級が4級である職員に係る加算額を定めました。 (別表第2、別表第3関係)
 - (ウ) 全ての給料表について、給料月額に乘じる率を100分の100.62に引き下げました。 (附則第5項、附則第14項関係)
 - イ 諸手当の改定等
 - (イ) 通勤手当について、職員の住居又は勤務公署と最寄りの駅との間の通勤が不便であるため自動車等を使用し駐車場等を利用する職員に対する駐車場等の料金の支給限度額を引き上げました。 (第12条関係)

- (イ) 通勤手当について、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとしました。 (第12条～第12条の4関係)
 - (カ) 特地勤務手当に準ずる手当について、新たに給料表の適用を受ける職員にも支給することとした。 (第13条の3関係)
 - (エ) 宿日直手当について、支給限度額を引き上げました。 (第19条関係)
 - (オ) 期末手当について、年間の支給割合を0.025月分引き上げました。 (第21条関係)
 - (カ) 勤勉手当について、年間の支給割合を0.025月分引き上げました。 (第22条関係)
 - (エ) 義務教育等教員特別手当について、支給限度額を引き上げ、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して支給額を定めることとしました。 (第23条の4関係)
 - (カ) 地域手当について、県内に在勤する職員の支給割合を100分の5に引き上げました。 (附則第7項関係)
- (2) 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
- ア 多学年学級担当手当について、義務教育等教員特別手当の改定に伴い、廃止することとしました。 (第2条、第3条関係)
 - イ 特殊業務手当について、業務の特殊性及び困難性を考慮し、救急の業務又は緊急の補導業務に従事した場合の支給額を引き上げました。 (第5条関係)
- (3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正
- 教職調整額について、支給額を給料月額の100分の10に相当する額に引き上げました。 (第3条、附則第4項関係)
- (4) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与改定を行うほか、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 給料表の改定
 - ア 若年層に重点を置いて給料表の給料月額を引き上げました。 (別表第1関係)
 - イ 給料月額に乘じる率を100分の100.62に引き下げました。 (附則第8項、附則第15項関係)
- (2) 諸手当の改定等
 - ア 初任給調整手当について、支給限度額を引き上げました。 (第9条の2関係)
 - イ 通勤手当について、職員の住居又は勤務公署と最寄りの駅との間の通勤が不便であるため自動車等を使用し駐車場等を利用する職員に対する駐車場等の料金の支給限度額を引き上げました。 (第11条の2関係)
 - ウ 通勤手当について、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必

要な事項は、人事委員会規則で定めることとしました。 (第11条の2～第11条の5関係)

エ 特地勤務手当に準ずる手当について、新たに給料表の適用を受ける職員にも支給することとしました。 (第12条の3関係)

オ 宿日直手当について、支給限度額を引き上げました。 (第18条関係)

カ 期末手当について、年間の支給割合を0.025月分引き上げました。 (第20条関係)

キ 勤勉手当について、年間の支給割合を0.025月分引き上げました。 (第21条関係)

ク 地域手当について、県内に在勤する職員の支給割合を100分の5に引き上げました。 (附則第10項関係)

(3) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県もりづくり県民税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

荒廃した森林の再生に係る施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割について、個人の県民税の均等割にあっては令和12年度まで、法人の県民税の均等割にあっては令和13年3月31日までに開始する事業年度まで引き続き特例税率を適用することとするほか、必要な改正を行いました。 (第2条、第3条関係)

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

(1) 受益者負担の適正化を図るため、猟銃等製造事業許可申請手数料等の額を改定しました。 (別表関係)

(2) 政党助成法の改正に伴い、支部報告書等の写しの交付手数料を新設しました。 (別表関係)

(3) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、静岡県立美術館における常設展示の観覧料並びに県民ギャラリー及び講堂の使用料の額を改めました。 (別表第1、別表第3関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県コンベンションアーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、静岡県コンベンションアーツセンターにおける大ホール等の利用料金の上限額を改めました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和8年7月1日から施行することとしました。

◇ふじのくに地球環境史ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、ふじのくに地球環境史ミュージアムにおける常設展示の観覧料の額を改めました。（別表第1関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、静岡県富士山世界遺産センターにおける常設展示の観覧料の額を改めました。（別表第1関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県衛生関係使用料手数料条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、証明書等の交付に係る手数料の額及び試験検査に係る手数料の上限額を改めました。（第2条、別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立吉原林間学園診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、静岡県立吉原林間学園診療所における診断書及び証明書の交付に係る手数料の上限額を改めました。（第6条関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立看護専門学校の設置、管理及び授業料等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、静岡県立看護専門学校における入学検定料等の額を改めました。（第5条、第6条関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県創業者育成施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、静岡県創業者育成施設の使用料の額を改めました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県浜松内陸コンテナ基地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 施設の老朽化及び利用者数の減少により、くん蒸棟を廃止することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第6条、別表関係）
- (2) 受益者負担の適正化を図るため、静岡県浜松内陸コンテナ基地におけるコンテナ・フレート・ステーション等の利用料金の上限額を改めました。（附則第2項、別表関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設における設備等の使用料の額を改めました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、ふじのくに茶の都ミュージアムにおける常設展示の観覧料及び多目的ホールの使用料の額を改めました。（別表第1、別表第3関係）

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県国土交通大臣所管公共用財産使用料等徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、使用料及び収益料の単価を改めました。 (別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、占用料及び土石採取料の単価を改めました。 (別表第1、別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県河川管理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、土地占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料の単価を改めました。 (別表第3、別表第4関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県漁港管理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、漁港の岸壁の利用料の額等を改めました。 (別表第1、別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

(1) 受益者負担の適正化を図るため、岸壁・桟橋の使用料等を改めました。 (別表第2、別表第2の2、別表第4関係)

(2) 清水港において、軌道走行式荷役機械を新たに整備することとしたことに伴い、軌道走行式荷役機械の使用料を改めました。 (別表第2関係)

(3) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県総合教育センターの設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、静岡県総合教育センターにおける講堂等の使用料の額を改めました。
(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県文化センター使用料条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、静岡県文化センターにおける講堂等の使用料の額を改めました。 (別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

食品衛生法施行規則の改正に伴い、公衆衛生上の見地から必要な営業施設の基準について、必要な改正を行いました。 (別表第1、別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇議会の議員の期末手当の特例に関する条例

1 制定の理由

県の財政状況を考慮し、県議会議員の期末手当の支給割合の特例を定めるため、条例を制定することとしました。

2 内容

県議会議員の令和7年12月並びに令和8年6月及び12月の期末手当の支給割合を、100分の172.5とすることとしました。 (第2条関係)

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、公布の日から施行することとしました。